

◆◆ 事業主のみなさまへ◆◆

10/1から改正雇用対策法が施行され、

# 労働者の募集及び採用に際して、 年齢制限を設けることができなくなります！

◆ 年齢制限を行って求人のお申込みをされている場合は、年齢制限の撤廃に向けご検討をお願いいたします◆

◆ これまで、年齢制限ができるやむを得ない場合として、年齢指針に基づき10項目が定められていましたが、原則、年齢制限を行うことはできません。求人票には、職務の内容、職務の遂行に必要な労働者の適性、能力、経験、技能などを具体的に明示してください◆

## 年齢制限ができなくなる例

**×** 工場での機械部品製造の仕事で体力が必要なため40歳以下の方を募集

（求人票の記載例）

工場の製造ラインで、終日、立ち仕事で作業を行います。また、20kg程度の機械部品の持ち運びがあります。

**×** 若者向けの洋服の販売職として、30歳以下の方を募集

（求人票の記載例）

10歳代後半から20歳代前半までの若者向けの洋服の販売であり、宣伝を兼ねて、その商品を着用して業務をしていただきます。

**×** 企業の事業活動を継続させる上で、不足する年齢層（20歳～29歳）を募集

（注）若年層に限って募集する場合は、一定の要件が必要になります。

## 例外的に年齢制限を行うことが認められる場合

〔雇用対策法施行規則第1条の3第1項〕

1号	<p>定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を<u>期間の定めのない労働契約</u>の対象として募集・採用する場合</p> <p>〔例〕 ○ 「60歳未満の方を募集（定年が60歳）」 × 「60歳未満の方を募集（定年が63歳）」</p>
2号	<p>労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合</p> <p>〔例〕 ○ 「18歳以上の方を募集（警備業法第14条の警備業務）」</p>
3号のイ	<p>長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、<u>若年者等を期間の定めのない労働契約</u>の対象として募集・採用する場合</p> <p>（注）但し、職業経験について不問とすること、新卒者と同様の訓練・育成体制等により労働者を育成しようとするものであること。</p> <p>〔例〕 ○ 「35歳未満の方を募集（職務経験不問）」 × 「35歳未満の方を募集（職務経験者尚可）」</p>
3号のロ	<p>技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない<u>特定の年齢層</u>に限定し、かつ、<u>期間の定めのない労働契約</u>の対象として募集・採用する場合</p> <p>（注1）「特定の年齢層」は、<u>30歳～49歳の間で、5歳～10歳の幅の年齢層</u>であること。（○30歳～39歳、×30歳～40歳（幅11歳））</p> <p>（注2）「相当程度少ない」とは、「特定の年齢層」と同じ年齢層の上下の年齢層と比較して労働者数が1/2以下であること。</p> <p>〔例〕 電気通信技術者として30歳～39歳の方を募集する場合 現在→30歳～39歳の電気通信技術者が3人在籍している場合 ○ 20歳～29歳が9人、40歳～49歳が9人 × 20歳～29歳が9人、40歳～49歳が<u>3人</u> また、次のような場合も認められません。 ・「特定の年齢層」（30歳～49歳）の範囲に収まっていない場合 × 電気通信技術者として25歳～35歳の方を募集</p>
3号のハ	<p>芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合</p> <p>〔例〕 ○ 「演劇の子役のため、○○歳以下の方を募集」</p>
3号のニ	<p>60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集・採用する場合</p> <p>〔例〕 ○ 「60歳以上の方を募集」 ○ 中高年齢者トライアル雇用の対象として「45歳以上65歳未満の方を募集」 × 「60歳以上70歳未満の方を募集」（上限を定めることは不可） × 中高年齢者トライアル雇用の対象として「45歳以上60歳未満の方を募集」（トライアル対象年齢層よりも年齢を限定）</p>

さまざまな方法で  
就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の  
募集や採用が可能になりました

- ✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、**就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、募集や採用することが可能になりました！**
  - ・ 不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
  - ・ 期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人条件にしない場合に限りです。
- ✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能となりました。**
  - ・ ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
  - ・ 令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

